

神戸大学統合研究拠点コンベンションホール等利用要項

(令和4年4月6日 統合研究拠点長裁定)

改正 令和5年3月31日

改正 令和6年3月27日

(趣旨)

第1条 この要項は、神戸大学統合研究拠点規則（令和4年3月29日制定）第9条の規定に基づき、神戸大学統合研究拠点のコンベンションホール等（以下「ホール等」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 ホール等とは、コンベンションホール(エントランスホール、多目的室、応接室及びミーティングルームを含む)及びラウンジをいう。

(利用の範囲)

第3条 ホール等は、本学又は部局の主催する会合等に利用するほか、本学の利用に支障がなく、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に利用させることができる。

- (1) 本学の教職員、届出課外活動団体、同窓会団体等の主催する会合等に利用する場合
- (2) 国、地方公共団体、国立大学法人等の主催する学術又は教育に関する会合等に利用する場合
- (3) 学会、教育団体若しくは学術団体の主催する学術又は教育に関する会合等に利用する場合
- (4) その他統合研究拠点長（以下「拠点長」という。）が適当と認めた場合

(利用の日時)

第4条 ホール等の利用時間は、午前9時から午後5時まで(ラウンジは午後9時まで)とする。

2 ホール等は、次に掲げる日には利用することができない。

- (1) 12月28日から翌年1月4日まで
- (2) 8月12日から8月17日まで

3 前2項の規定にかかわらず、拠点長が特に必要と認めたときは、利用を禁止し、又は許可することができる。

(利用の申込み)

第5条 ホール等を利用しようとする者は、利用許可申請書（別紙様式第1号）を、拠点長に提出するものとする。

(利用許可及び通知)

第6条 拠点長は、前条の利用許可申請書を適当と認めたときは、必要な条件を付して利用を許可するものとする。

2 前項の規定により利用を許可したときは、利用許可書（別紙様式第2号）を交付する。

3 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用許可申請書の内容を変更しようとするときは、直ちにその旨を所定の様式（別紙様式第3号）により拠点長に届け出て、承認を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第7条 拠点長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の利用許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 利用者がこの要項に違反したとき。
- (2) 利用許可申請書に虚偽の記載があったとき。
- (3) 本学において緊急に利用する必要が生じたとき。
- (4) 管理運営上支障があると認められるとき。
- (5) 別表に定める利用料を指定の期日までに納付しないとき。

2 前項の規定により利用許可を取り消し、又は利用を中止させたことによって、利用者に損害を及ぼすことがあっても、本学は、その責を負わないものとする。

(利用料)

第8条 ホール等の利用者は、別表に定める利用料を指定の期日までに納付しなければならない。

(取消料)

第9条 利用者は、その利用を取り消す場合又は第7条第1項の規定により利用許可を取り消された場合（利用を中止させられた場合を除く。）には、別表に定める取消料を負担しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、取消料の全部又は一部を負担させないことができる。

(1) 災害その他の事故のため、利用者の責によらない事由により利用できなくなったとき。

(2) 第7条第1項第3号又は第4号の規定により利用許可を取り消したとき。

(目的外利用の禁止)

第10条 利用者は、利用許可を受けた目的以外にホール等を利用し、又は第三者に利用させてはならない。

(原状回復義務)

第11条 利用者は、利用を終わったとき又は第7条第1項の規定により利用を中止させられたときは、直ちにホール等を原状に回復しなければならない。

(遵守事項)

第12条 利用者は、ホール等の利用に際しては、次の各号の規定を遵守するほか、拠点長の指示に従わなければならない。

(1) 建物、設備、備品等を丁寧に扱い、これを汚損し、又は損傷しないこと。

(2) 爆発物及び発火、感染等の危険のある試料、物品等を持ち込まないこと。

(3) 許可された場所以外で喫煙及び飲食を行わないこと。

(4) 建物及び設備を許可なく工作しないこと。

(5) 設備、備品等を許可なく移動しないこと。

(損害賠償)

第13条 利用者は、ホール等及びその設備、備品等を汚損、損傷若しくは滅失し、又はこの要項に違反したことにより本学に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(事務)

第14条 ホール等の管理運営に関する事務は、研究推進部DBLR推進室において行う。

(雑則)

第15条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、拠点長が別に定める。

附 則

1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要項の施行日前に、神戸大学先端融合研究環長により利用の許可を受けた者は、この要項の規定により利用の許可を受けたものとみなす。

附 則（令和5年3月31日）

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日）

この要項は、令和6年4月1日から施行する。